

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月10日 午後2時～午後2時44分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 14名 欠席者 5名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 令和2年度農作業標準賃金について

4. 報告事項

1. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（14名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳  
3番 河 野 正 春  
8番 加 藤 和 己  
10番 田 崎 明  
12番 木 下 正 信  
14番 中川原 大 吉  
18番 池 田 正 幸

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則  
5番 原 田 龍三郎  
9番 岡 田 佳 子  
11番 嶋 芙 沙子  
13番 大 城 祐 吉  
16番 平 川 弘 義  
19番 徳 永 順 子

欠席委員（5名）

4番 河 野 義 明  
7番 野 田 惠 次  
17番 内 藤 秋 彦

6番 佐 藤 典 美  
15番 河 野 和 夫

出席推進委員（16名）

座席番号 氏 名

22番 森 静 男  
24番 江 崎 須三信  
27番 篠 崎 宣 治  
29番 松 尾 一 則  
31番 坂 梨 誠 治  
33番 川 口 広 樹  
35番 山 下 久 弥  
37番 武 藤 睦 夫

座席番号 氏 名

23番 石 橋 直 幸  
25番 松 尾 正 巳  
28番 上 原 充  
30番 柿 原 廣 典  
32番 河 野 通 成  
34番 大 城 政 英  
36番 古 賀 勝 則  
39番 岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸  
事務局 係長 相 地 智 輝  
事務局 江 崎 浩  
事務局 田 中 砂 希

## 午後2時 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和2年4月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号4番河野委員、6番佐藤委員、7番野田委員、15番河野委員、17番内藤委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は16名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号18番池田正幸委員、同じく1番山下秀徳委員に申し上げます。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（石橋）

先月26日に現地と本人立会いのもと調査したんですけど、親子間の譲渡でございます。一応農地を確認したんですけど、別に問題ないようなので、皆様御承認のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

これも贈与になっておりまして、親子関係やなくておじ、おいの関係でございまして、現地を確認しましたが別に問題はないようでございますので、どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

もともと譲受人がここは作っておられまして、このたび売買ということで、申請書及び現地の確認をいたしました。地元推進委員としては問題ないと思われまして、皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○29番（松尾）

3月30日に地元委員と推進委員で現地の確認、提出書類を確認しましたがけれども、この場所は基盤整備されておりまして、管理されている農地でありまして、問題はないと思われまますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

現地を確認しましたところ、現況としては畑でありまして、更地になっております。何ら問題ないと判断しますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○32番（河野）

親子間の贈与ということで、現在は息子さんも一緒に農業をされておりますので、何ら問題はないと考えております。皆様方の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○36番（古賀）

3月7日に校区の役員2名で申請書及び現地等の確認をしました。地元推進委員としては何ら問題ないと思われますので、皆様方の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○18番（池田）

先月30日に申請書等を確認しましたが、地元委員としては何ら問題がないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（岩屋）

現地並びに書類を確認いたしましたけれども、何ら問題ないと思われま。皆さんの御審議よろしくお願いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

**○事務局（相地）**

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に進入路及び駐車場を建設するために転用するものです。

周囲は農地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○33番（川口）**

4月7日に現地確認をしております。この土地は、この地区の納骨堂につながる進入道路と駐車場のためになっております。地元委員としては問題ないと思います。皆さんの御審議をお願いします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

**○農地委員長（中川原）**

先日、7日に農地委員、農業委員、推進委員、事務局と現地を確認しましたが、納骨堂に行く道の拡張並びに農地に行く道ということで、農地委員としましては何ら問題ないと思

ます。審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に資材置場及び駐車場を建設するために転用するものです。

北は道路、東は宅地、南は畑、西は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○32番（河野）

今月の7日に農地委員会、それから事務局、地元委員と現地を確認してまいりました。現地は申請書も確認をしましたがけれども、隣の水田も今ちょっと荒れた状態で、地元委員としては何ら問題ないと判断をしておりますので、皆様方の御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員長（中川原）

これも同じく7日に8名でしたか、役員と現地を確認しましたが、資材置場と駐車場ということで、隣接の農地にも何ら問題ないと思われます。許可申請書も見ましたが、問題ないと思われます。よろしくお願ひしませう。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がりか10ヘクタール以上の第一種農地に貸倉庫及び貸駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「沿道サービス」を適用してあります。

北は田、東は田、南は道路、西は道路に面してあり、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、側溝を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願ひします。

○32番（河野）

これも今月の7日に農地委員会、事務局、地元委員と現地を確認してあります。国道沿いに貸倉庫と駐車場ということで、地元委員としては何ら問題ないと判断してありますので、皆様方の御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

**○農地委員長（中川原）**

これも7日に全員で確認しましたが、意見としまして、面積関係が約2反2畝ぐらいの中に駐車場と倉庫を造るということで、倉庫の高さが約7メートル、それと道路から田んぼに入る高さが約2メートル50から3メートルということで、御覧のとおり配置を見てもらえば分かるんですが、東西に対して倉庫が建つということで、その東の田んぼが皆さん、推進委員さん、そのときの話としまして、日照がどうしても悪くなるということは言えると思います。今まで何もなく西日も当たっていたのが、その倉庫が建つということで、東側に持ってある農地の方は少しそこら辺が問題あるかなと思うけど、許可はされると思います。しかし、農地委員としましては、そこら辺を地元の農業委員さん、推進委員さんフォローしてもらえばいいかなと、そんなふうに思います。以上です。

**○議長（徳永）**

高さについては。

**○事務局（相地）**

今、中川原委員から高さについての意見があったと思いますけれども、再度見積書を取り直す中で、倉庫の高さについては4メートルとなっております。ですので、今おっしゃったような七、八メートルというところじゃないですので、若干そこら辺は解消されております。

**○2番（新開）**

高低差2メートルと言ったけど、それ違いますかね。建ってからの倉庫4メートルでしょう。だから6メートル近うなるとなら、日照にはちょっと。

**○事務局（相地）**

6メートルぐらいにはなると思います。

それで、委員さんから現地調査の結果、そういう指摘がありましたので、その日のうちに事業者には近隣のトラブルがないようにということで話し合いをしてくださいということで伝えております。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

**○23番（石橋）**

あんまり詳しいほうじゃないんですけど、この東の田んぼはもう畦すれすれにコンクリー

トの何かあれ、直に建つんですかね、引いて。だから、いろいろあると、コンバインとかや  
っぱり巡回するとに何か不便かなと思って。

○事務局（相地）

その田んぼは、ここの地区の共有名義になっておって、今荒れております。それで誰も  
作っていないんですが、所有権移転ができないような状態になって、基本そういうふうにな  
っているような感じでございます。

○23番（石橋）

一応誰か作られておるんですか。

○事務局（相地）

いや、もう全然作っておりません。

○23番（石橋）

はい、分かりました。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定  
いたします。

続きまして、事務局は整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に倉庫及び駐車場を建設するために転用す  
るものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

北は畑、東は宅地、南は道路、西は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承  
済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

7日に農地委員さんと事務局、一緒に現地を見てもらいました。申請地の隣が譲受人の倉庫、ライスセンターになっておりますので、何ら問題ないと判断していますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

これも7日に見ましたが、倉庫並びに駐車場ということで、規模拡大するという事で何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について説明いたします。

平成29年の当初計画において、店舗及び駐車場建設の計画に基づいて転用申請の提出がな

され、同年、許可を受けられた場所になります。

この計画を変更されて、全てを駐車場として使用するために変更申請がなされたものです。

なお、現地は既に造成工事が終わっておりまして、駐車場としての利用がなされております。

以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

4月7日に地元委員さんと農地委員さんと現地を確認いたしました。何ら問題はないと思われまので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（中川原）

これも7日に見ましたが、店舗を建てる予定が店舗を建てないということで変更するということで、宅地から駐車場にするということで、何ら問題ないと思われまので、審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第4号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田17万6,654平方メートル、畑6万3,030平方メートル、合計23万9,684平方メートルで、件数は92件、筆数165筆となっております。

内容につきましては、9ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

次に、議案書21ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入が2件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第4号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第4号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項、第1号「令和2年度農作業標準賃金について」を協議します。

協議事項の第1号について、事務局説明をお願いします。

○事務局（相地）

「令和2年度農作業標準賃金について」説明いたします。

J Aみなみ筑後並びに普及センター、農林水産課から参集していただき、機械作業についてのみ検討しました。標準賃金の設定に当たりましては、県内の最低賃金、近隣の状況などを勘案して検討を進めたところです。本年度の福岡県の最低賃金は1時間当たり841円で、昨年の814円より27円ほど増額となっております。みやま市においては機械施行による標準賃

金であるため、それらの条件変更も受けにくい内容となっております。

近隣の状況は、昨年改正が行われ、令和2年度の改正は行われない予定です。みやま市も昨年増額改正し、総合的に考慮し昨年度の金額から変更する大きな要因はないと判断し、昨年度同額で変更はなしと考えております。よろしく御審議お願いいたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま協議事項の第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、協議事項、第1号「令和2年度農作業標準賃金について」は提案のとおり決定いたします。

なお、この決定内容については、広報等でお知らせすることにします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第1号、農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、農業用倉庫建築のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が27件出されております。内容については、設定が14件、自作が2件、再設定が3件、転用が3件、所有権移転が5件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、使用貸借解約通知について、届出が4件出されております。内容については、設定が2件、所有権移転が1件、自作が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。